

NPO法人解散手続依頼書

西暦： 年 月 日

1・作成責任者 住所：
氏名：
電話：
メールアドレス (任意)

2・法人フリガナ：

法人名：

フリガナ：

理事長 氏名： 印はNPO法人印

私は貴事務所担当者を当法人の個人会員とし、解散手続一切を依頼します。

3・主たる事務所（本部）の住所

本部住所：

チェックボックスにチェックしてください。

4・本部以外に事務所（支部）を設置していますか。

：いいえ→5番にお進み下さい

：はい

支部名1：

住所：

支部名2：

住所：

足りない場合は最後の特記事項にお書き下さい

5・法人の解散により残存した財産は 日本国に
公益法人
都道府県
NPO法人

*NPOの場合は具体的な法人名を記入して下さい。

譲渡（帰属）する。必ず記載して下さい。任意団体や営利会社は不可です。
未記載の場合は当方にて貴法人管轄の都道府県やその他の非営利法人にします。

6・法人定款

NPO法人の定款はありますか。この依頼書とともにお送りください。

無い→内閣府のホームページで検索してみてください。

ある→問題ありません。

7・法人印はありますか。（法務局届出印の事です。理事長印と彫られた丸印）

無い→ご依頼の前にご相談下さい。特殊な方法での解散になります。

ある→問題ありません。

どんな印が NPO 法人印か不明なときは設立時の書類を確認するか法人印鑑証明書を法務局で取ってください。

8・負債（借金）はいくらありますか？ →ない
→ある [] 円

負債がある場合は清算中に債権者に放棄してもらい、ゼロにして下さい。もしゼロにならない場合は解散が不可能となりますのでご注意ください。

資産はいくらですか？ [] 円無い場合は0と記入。

解散後も資産が残る場合は都道府県等に譲渡されますが、譲渡に申請手続等面倒な事務がありますので使い切って頂くのが賢明です。

9・解散を決定した（又は決議予定の）総会の日付。決議日が解散日となります。

西暦： [] 年 [] 月 [] 日（概算でOK） 議長（又は理事長名） []

総会の時間：（ [] ） 時 [] 分～（ [] ） 時 [] 分（概算で結構）

総会の場所： []

会員総数： [] 人 委任状提出者： [] 人（概算で結構）

議事録署名人（議長以外）： []
[]

議事録署名人は後ほど認印が必要です。会員なら誰でも結構です。定款の規定で3名以上の場合がありますのでご注意ください。その場合は追加でご記入下さい。

解散の簡単な理由 []

10・清算人になる方3名の住所と氏名を記入下さい。3人必要です。清算人とは解散したNPO法人の残務書類をする方々の事です。役員でも会員ですらなくてもOK。理事長の家族も可。ただし理事長が含まれない場合は清算人3人全員の印鑑証明書と実印押印が必要となります。理事長が含まれる場合、残り2人は認印押印のみ。

清算人 住所： [] 氏名： []

清算人 住所： [] 氏名： []

清算人 住所： [] 氏名： []

解散した時の監事名。監事の住所は不要です。上記清算人3人はなれません。

監事 氏名： []

11・官報解散公告

依頼する→請求額が36,000円加算となります。

自分で行う。

12・法人閉鎖希望日：解散決議日から2ヶ月+10日以上必要です。希望が特に無い時は当方にて決めます。西暦： [] 年 [] 月 [] 日閉鎖希望。

以上で記入は終わりです。以下は特記事項を記入。

[]

- ① この解散依頼書に記入してから必要な**添付書類**を用意し、この用紙と一緒に郵便で当事務所までお送りください。

●**法人定款**

●**理事長さまの最新（発行日3ヶ月以内）の印鑑証明書1通。**

以上2点を解散依頼書に添付してください。

送付先

〒273-0005

千葉県船橋市本町2-10-14 船橋サウスビル3F
アクロス行政書士事務所

- ② 約15日（土日祝除く）程度後に解散関連書類の内、押印の必要な書類のみをお送りします。押印してご返送ください。この時に請求書も同封します。手数料(官報依頼の方はその分加算された額)をご送金下さい。押印書類が当事務所に返ってきましたらすぐに解散登記をします。早ければ1週間程度で登記事項証明書に「解散」と記載されます。

- ③解散した法人の登記事項証明書を担当者に送ります。過去にNPO法人に関係があった方々に解散したことをお知らせ下さい。

- ④さらに当事務所にて解散日から法定期間2ヶ月後に精算結了登記申請を行い、NPO法人を閉鎖します。閉鎖には1週間ほどかかりますが、完了後に閉鎖登記事項証明をお送りします。これで法人は完全に消滅します。以上で全ての手続が終了します。

費用：70,000円 固定 解散に必要な付帯手続等が多く係っても変動はありません。

官報公告費用：36,000円・・・依頼する場合はこの額が加算となり、合計106,000円となります。そちらで行う場合は不要です。

注意事項

団体の残余財産は数万円程度であれば精算して最後にゼロとしてしまうことをお勧めします。「都道府県へ譲渡」とした場合でもこの方法が一番簡単です。もし、本当に譲渡となりますと都道府県への譲渡の為の複雑な手続を法人側で行う必要が出てきますのでご注意ください。

清算人は旧理事になることが法定されています。理事長を変えたり法人印を紛失してNPO法人印を変更する場合は精算人全員の印鑑証明書も必要になります。

当事務所の解散事務担当者の立場は貴NPO会員として解散事務を行います。法人閉鎖までの短い期間ですがよろしくお願ひします。